

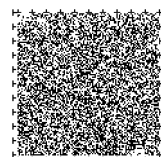
# 知立市 第7期障がい福祉計画 及び第3期障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

わかりあい、支えあい、  
みんなでつくる地域共生社会



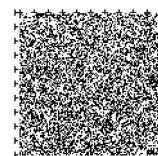
令和6年3月  
知立市



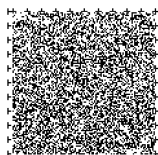


# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	1
2 障がい者制度の変遷.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の関係.....	4
5 計画の期間.....	5
6 計画の策定体制.....	5
(1) アンケート調査.....	5
(2) 関係機関からの意見聴取.....	6
(3) パブリックコメントの実施.....	6
<b>第2章 障がいのある人の状況と傾向</b> .....	<b>7</b>
1 人口の推移.....	7
2 障がいのある人の状況と傾向.....	8
(1) 障害者手帳所持者の推移.....	8
(2) 身体障害者手帳所持者.....	9
(3) 療育手帳所持者.....	10
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者.....	10
(5) 自立支援医療（精神通院）受給者.....	11
(6) 福祉医療費助成対象者.....	11
(7) 障がいのある児童の状況.....	12
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>13</b>
1 基本理念.....	13
2 重点的に取り組む視点.....	13
(1) 障がい特性への一層の配慮.....	13
(2) 社会参加の促進.....	13
(3) 8050 問題への対応.....	13
(4) 特別な支援が必要な子どもの療育について.....	14
(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について.....	14
(6) 変化の激しい社会動向への対応について.....	14
3 障害福祉サービス等の体系図.....	15
4 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における数値目標.....	16
(1) 福祉施設から地域生活への移行.....	16
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	17
(3) 地域生活支援の充実.....	18
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	19
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	20
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	21
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組.....	22



5	障害福祉サービスの量の見込み	23
(1)	訪問系サービス	23
(2)	日中活動系サービス	24
(3)	居住系サービス	26
(4)	相談支援	27
6	地域生活支援事業の量の見込みと確保の方策	28
(1)	必須事業	29
①	理解促進研修・啓発事業	29
②	自発的活動支援事業	29
③	相談支援事業	30
④	成年後見制度利用支援事業	31
⑤	成年後見制度法人後見支援事業	31
⑥	意思疎通支援事業	32
⑦	日常生活用具給付等事業	32
⑧	手話奉仕員養成研修事業	33
⑨	移動等支援事業	33
⑩	地域活動支援センター機能強化事業	34
(2)	任意事業	35
①	訪問入浴サービス事業	35
②	日中一時支援事業	35
③	社会参加支援事業	35
7	児童福祉法に基づくサービスの量の見込み	35
(1)	障害児通所支援	36
①	児童発達支援	36
②	放課後等デイサービス	36
③	保育所等訪問支援	37
④	居宅訪問型児童発達支援	37
⑤	障害児相談支援	37
⑥	医療的ケア児に対する関連分野を調整するコーディネーターの配置人数	38
(2)	障がい児における子ども・子育て支援等の利用量の見込と提供体制	38
8	その他の事業の量の見込み	39
(1)	発達障がい者（児）に対する支援	39
<b>第4章 計画の推進に向けて</b>		<b>40</b>
1	計画の推進体制	40
(1)	庁内の連携体制の整備	40
(2)	国や県、近隣自治体との連携	40
(3)	市民・関係団体等との協働による障がい福祉の推進	40
2	計画の進捗管理	41
<b>資料</b>		<b>42</b>
1	知立市附属機関の設置に関する条例	42
2	知立市障害者地域自立支援協議会委員名簿	48



# 第1章 計画策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨

我が国では、2006年（平成18年）に国連で採択された障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）の批准に向けて、国内法の整備や障がい者施策の制度改革が進められてきました。2011年（平成23年）の障害者基本法の改正をはじめ、2012年（平成24年）の障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）の施行、2013年（平成25年）の旧障害者自立支援法の改正や障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）の改正等を経て、2014年（平成26年）に障害者権利条約が批准されました。

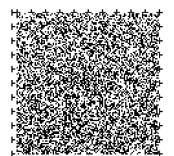
2016年（平成28年）には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が施行されるとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が2018年（平成30年）から施行され、障がいのある人自らが望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援などの見直しが行われるとともに、障がいのある子どもへの支援の提供体制を確保するため、都道府県、市町村において障がい児福祉計画が策定されることとなりました。

障害者基本法に基づき、及び2022年（令和4年）に制定された障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、2023年（令和5年）3月に国における障がい者施策の基本的なあり方を示す「障害者基本計画（第5次）」（以下「国の基本計画」という。）が策定されました。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、都道府県及び市町村は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の基本指針」という。）に即して、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する内容を定めることとされています。

愛知県は、「あいち障害者福祉プラン 2021-2026」において愛知県障害者計画及び愛知県障害福祉計画（愛知県障害児福祉計画を含む。）を一体的に策定しています。

本市では、1998年（平成10年）に「知立市障害者基本計画」を策定し、2006年（平成18年）に「はっぴいぷらん 知立市障害者計画・障害福祉計画」において障がい者施策及び障害福祉サービスの提供について一体的に策定し、障がい者を取り巻く制度等の変化を踏まえ、計画の見直しを重ねながら各種事業を推進してきました。この度、2023年度（令和5年度）に「知立市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」の計画期間が終了することに伴い、「知立市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」を策定します。

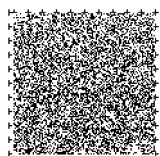




## 2 障がい者制度の変遷

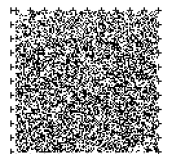
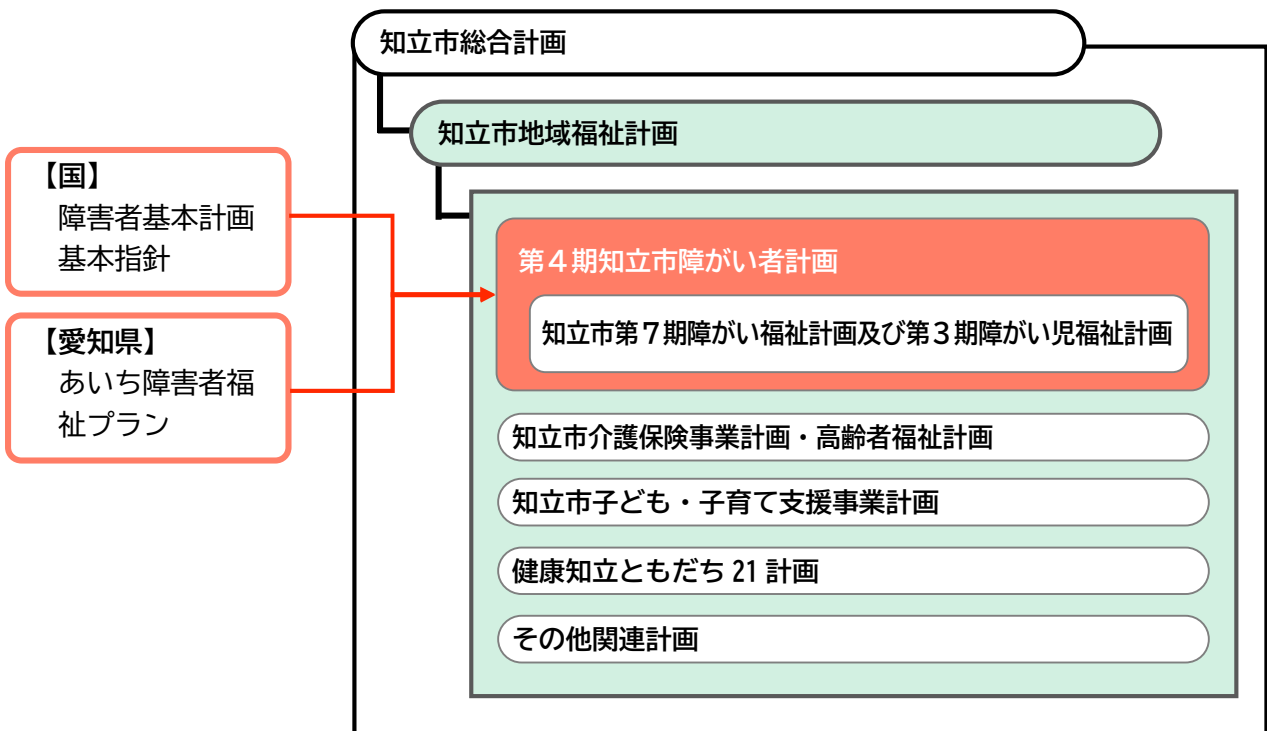
年度	国の主な流れ	内容
2003 (平成15)	支援費制度の導入 (2003年4月1日)	従来の措置制度から転換し、障がい者の自己決定に基づいたサービスの利用ができるようになる。
	第2次障害者基本計画	2003～2012年度までの10年間を計画期間とする。
2006 (平成18)	障害者自立支援法施行 (2006年4月1日)	障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が始まる。利用者負担が応益負担となる。
	教育基本法改正・施行 (2006年12月22日)	教育基本法に障がい者について必要な支援を講ずる旨の規定が盛り込まれる。
2007 (平成19)	障害者権利条約署名 (2007年9月28日)	障害者権利条約の締結に向けた取組が始まる。
2011 (平成23)	障害者基本法改正・施行 (2011年8月5日)	目的規定や障がい者の定義等が見直される。
2012 (平成24)	改正児童福祉法施行 (2012年4月1日)	障がい児を対象とした施設・事業が児童福祉法に位置づけられる。
	改正障害者自立支援法施行 (2012年4月1日)	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等が盛り込まれる。
	障害者虐待防止法施行 (2012年10月1日)	障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務が規定される。
2013 (平成25)	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行(2013年4月1日)	国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に調達することについて規定される。
	障害者総合支援法施行 (2013年4月1日)	法律名が障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、障がい者の範囲の拡大等が規定される。
	第3次障害者基本計画	2013～2017年度までの概ね5年間を計画期間とする。
	障害者権利条約批准 (2014年1月20日)	障害者権利条約の批准書を国際連合事務総長に寄託し、2014年2月19日より国内において効力が生じることになる。
2016 (平成28)	改正障害者雇用促進法施行 (2016年4月1日)	差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助等が規定される。
	障害者差別解消法施行 (2016年4月1日)	不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等について規定される。
2018 (平成30)	第4次障害者基本計画	2018年度～2022年度までの5年間を計画期間とする。
	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行(2018年4月1日)	自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援が創設される。
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行 (2018年6月13日)	文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るための国等の責務や基本的施策について規定される。
2019 (平成31 令和1)	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律施行 (2019年6月28日)	視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するために、国等の責務や基本的施策について規定される。
2020 (令和2)	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行 (2020年12月1日)	聴覚障がい者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与し、公共の福祉の増進に資することを目的に制定される。
2021 (令和3)	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行 (2021年9月18日)	医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に制定される。
2022 (令和4)	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律施行(2022年5月25日)	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定される。

※法律の施行日については、主な内容のものを記載



### 3 計画の位置づけ

本計画は、「知立市総合計画」を最上位計画とし、保健福祉分野の上位計画となる「知立市地域福祉計画」をはじめ、「知立市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「知立市・子ども子育て支援事業計画」、「健康知立ともだち21計画」等の関連する各種計画との整合を保ちながら推進する「第4期知立市障害者計画」における後期実施計画として、国の基本指針やあいち障害者福祉プランを踏まえて定めるものです。



## 4 障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の関係

項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名称	第4期知立市障がい者計画	第7期知立市障がい福祉計画	第3期知立市障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
性格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画(基本計画)	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画(実施計画)	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画(実施計画)
計画期間	6年	3年	3年
備考	策定義務(2007年度～) [2006年度以前は努力義務]	策定義務(2006年度～)	策定義務(2018年度～)

### ■市町村障害者計画の法的根拠

[障害者基本法 第11条第3項]

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

### ■市町村障害福祉計画の法的根拠

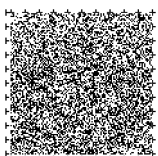
[障害者総合支援法 第88条第1項]

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

### ■市町村障害児福祉計画の法的根拠

[児童福祉法 第33条の20第1項]

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。





## 5 計画の期間

年度	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
知立市障がい者計画	第3期計画			第4期計画					
知立市障がい福祉計画	第5期計画			第6期計画		第7期計画			
知立市障がい児福祉計画	第1期計画			第2期計画		第3期計画			

## 6 計画の策定体制

### (1) アンケート調査

#### ① 調査対象者

2023年7月1日現在の住民基本台帳登録者で同年4月1日に障がい等がある人のうち、身体障害者手帳（65歳未満の人に限る。）、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳のある人並びに自立支援医療（精神通院）受給者のうち障害福祉サービスを利用している人及び障害児通所支援を利用している人を対象に実施しました。

#### ② 調査期間

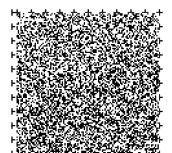
2023年7月25日～2023年8月24日

#### ③ 調査方法

配布は郵送、回答は郵送及びWEBで行いました。

#### ④ 回収結果

対象者	配布件数	有効回収数	回収の割合
障がい者及び障害福祉サービス利用者	1,390	590 (郵送)436 (WEB)154	42.4% (郵送)73.9% (WEB)26.1%
障がい児及び障害児通所支援利用者	342	143 (郵送)84 (WEB)59	41.8% (郵送)58.7% (WEB)41.3%

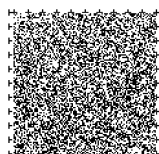


## (2) 関係機関からの意見聴取

対 象	実施概要
障害者地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2023年6月29日 「アンケート調査案等について」、「障害者差別解消法の改正について」</li> <li>・ 2023年11月22日 「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（案）について」、「アンケート調査結果報告」</li> <li>・ 2024年2月14日 「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（案）について」</li> </ul>
知立市人にやさしい街づくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2023年12月18日 「第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（案）について」</li> </ul>
各種専門部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2023年7月27日 : ころの健康支援ネットワーク会議</li> <li>・ 2023年8月16日 : コミュニケーション部会</li> <li>・ 2023年8月30日 : 子ども部会</li> <li>・ 2023年9月6日 : ワーキング部会</li> </ul>
関係団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2023年10月18日 : 知立市聴覚障害者協会</li> <li>・ 2023年10月18日 : 知立手をつなぐ育成会</li> <li>・ 2023年10月20日 : 知立市身体障害者福祉協議会</li> <li>・ 2023年10月23日 : かとれあ家族会</li> </ul>

## (3) パブリックコメントの実施

対象	実施概要
意見募集の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見募集期間 知立市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（案） 2024年1月4日から2024年1月31日まで</li> <li>・ 計画案の閲覧場所 市役所1階福祉課5番窓口、市役所3階行政資料コーナー、 知立市図書館、市ホームページ</li> <li>・ 意見の提出方法 郵送、FAX、メール、持参 書面又は電子データで提出（様式は自由）</li> <li>・ 意見の取扱い 提出された意見とその検討結果は、市役所1階福祉課5番窓口、 市役所3階行政資料コーナー、市ホームページで公表</li> </ul>



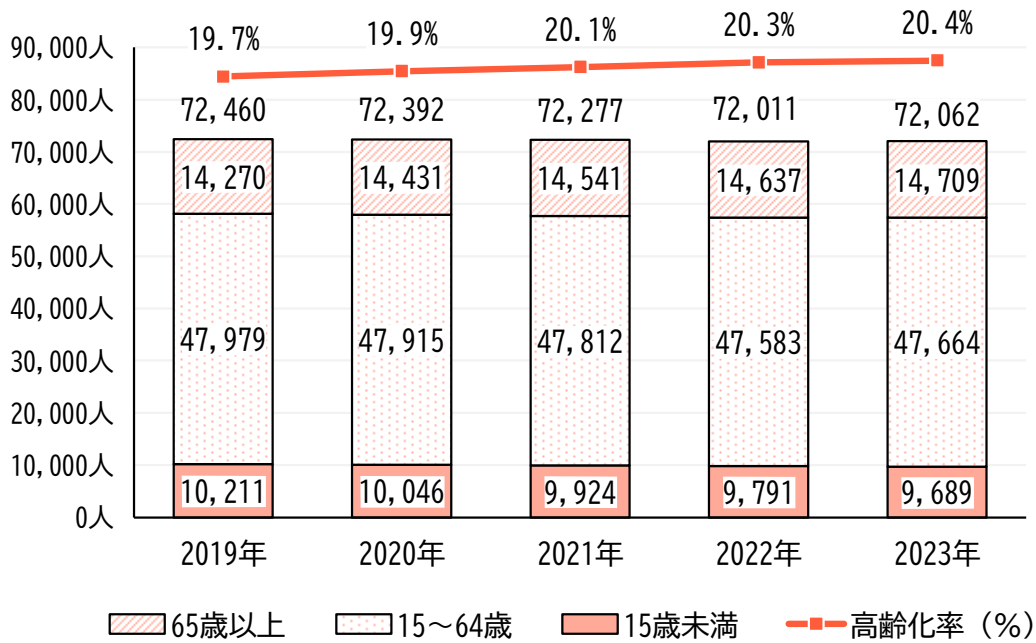
# 第2章 障がいのある人の状況と傾向



## 1 人口の推移

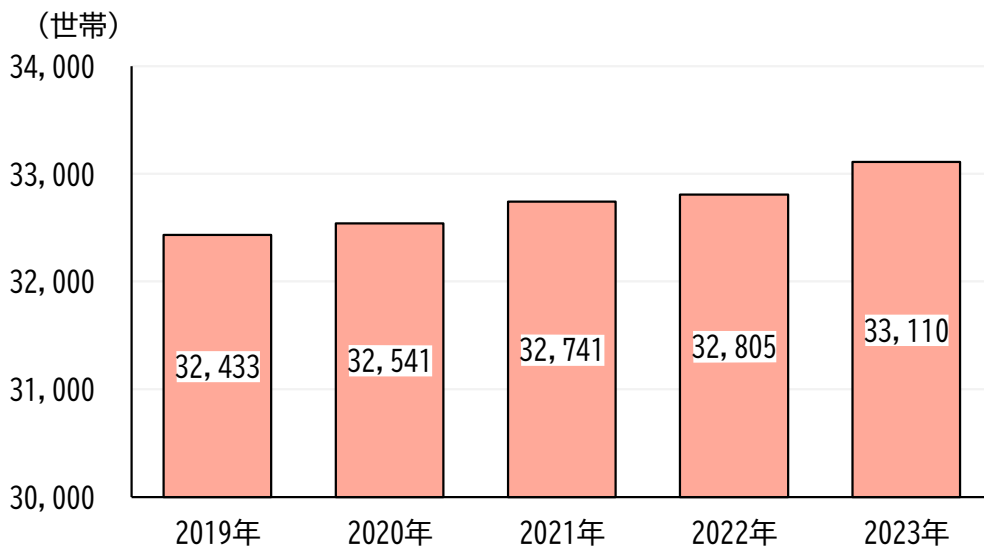
2023年4月1日現在、本市の総人口は72,062人、世帯数は33,110世帯となっています。

■図表2-1 年齢3区分別人口の推移と高齢化率

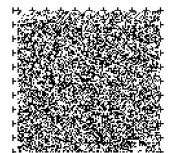


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■図表2-2 世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

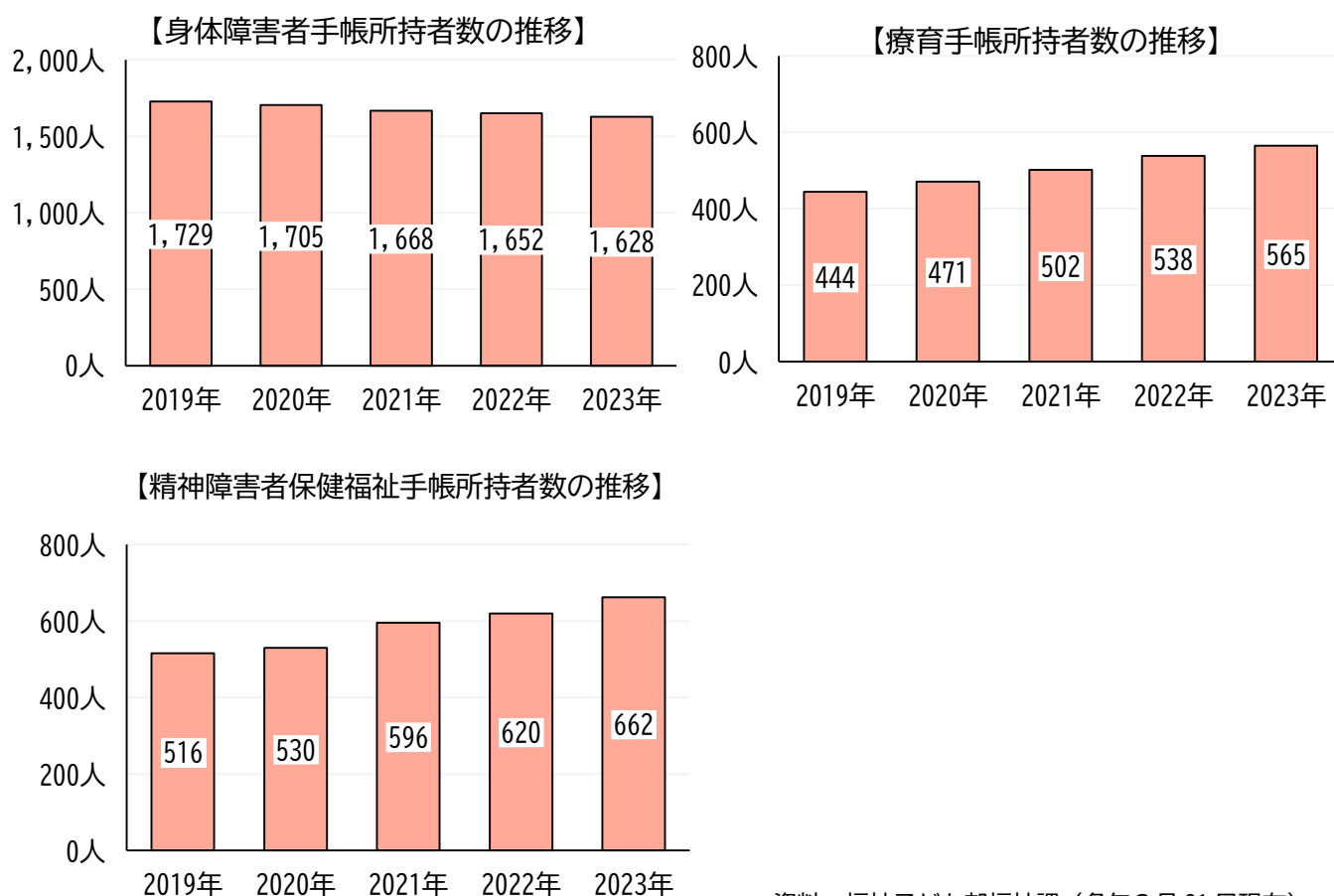


## 2 障がいのある人の状況と傾向

### (1) 障害者手帳所持者の推移

障がい者数等の推移をみると、身体障害者手帳所持者数については微減となっており、2023年では1,628人となっています。療育手帳所持者数は増加しており、2023年では565人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数についても増加しており、2023年では662人となっています。

■図表2-3 障害者手帳所持者数の推移



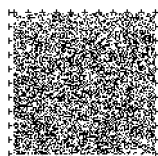
資料：福祉子ども部福祉課（各年3月31日現在）

■図表2-4 障害者手帳所持者数

単位：人

区分	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	合計
合計	1,628	565	662	2,855
18歳未満	39	222	32	293

資料：福祉子ども部福祉課（2023年3月31日現在）

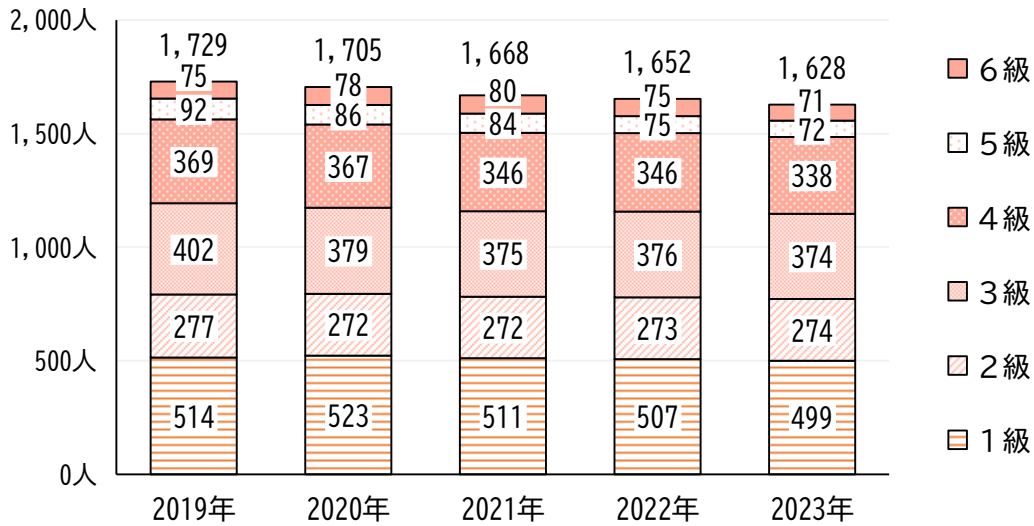


(2) 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者の等級別の推移をみると、概ね微減となっており、また、障がいの種類別の推移をみても、概ね横ばい又は微減となっています。

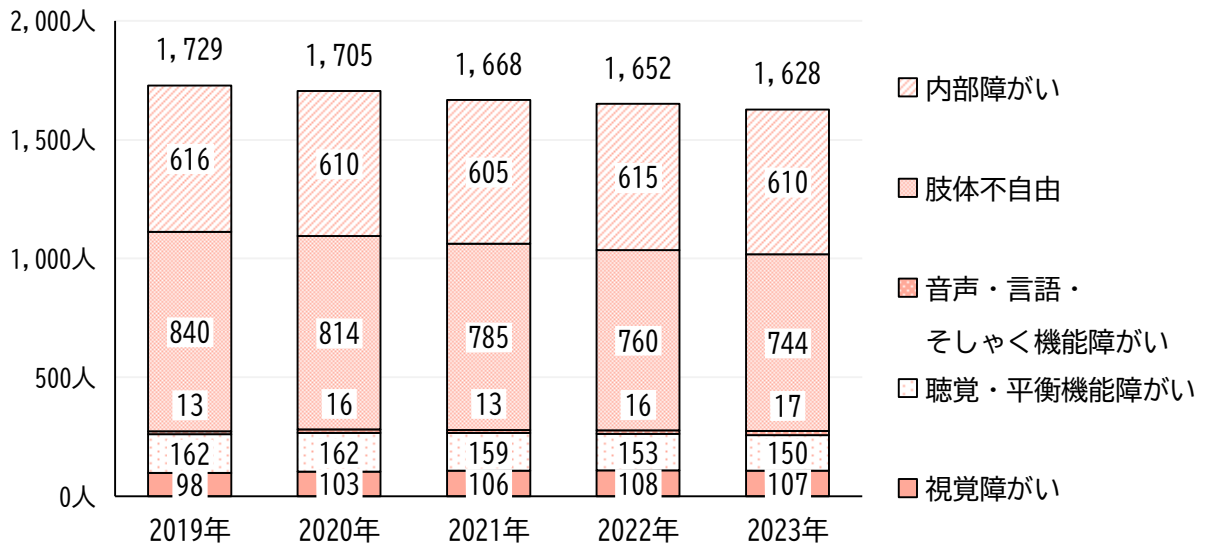
■図表2-5 障がい等級別・種類別身体障害者手帳所持者の推移

【等級別・身体障害者手帳所持者の推移】

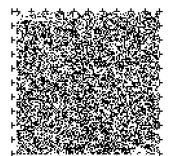


資料：福祉子ども部福祉課（各年3月31日現在）

【障がい別・身体障害者手帳所持者の推移】



資料：福祉子ども部福祉課（各年3月31日現在）

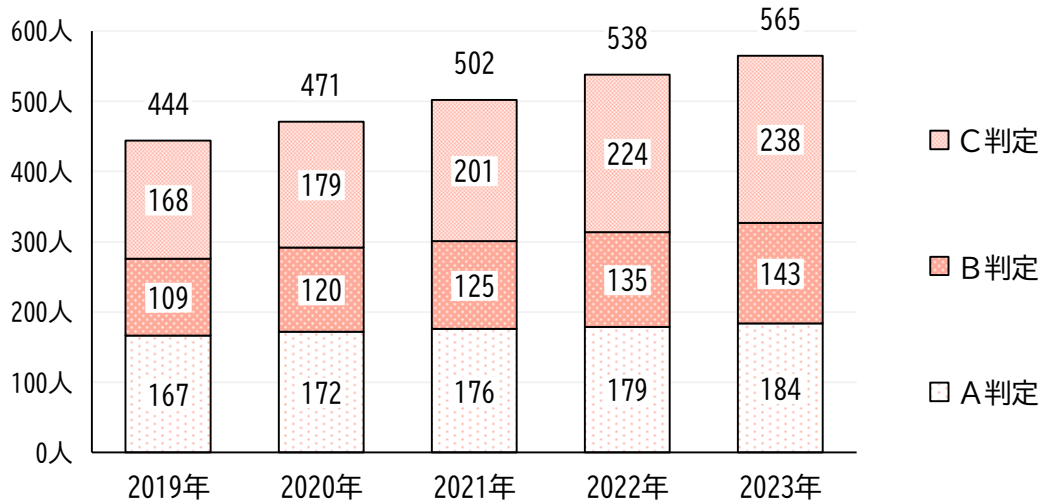




### (3) 療育手帳所持者

療育手帳所持者の判定別の推移をみると、概ね微増となっており、2023年ではA判定が184人、B判定が143人、C判定が238人となっています。

■図表2-6 判定別・療育手帳所持者の推移

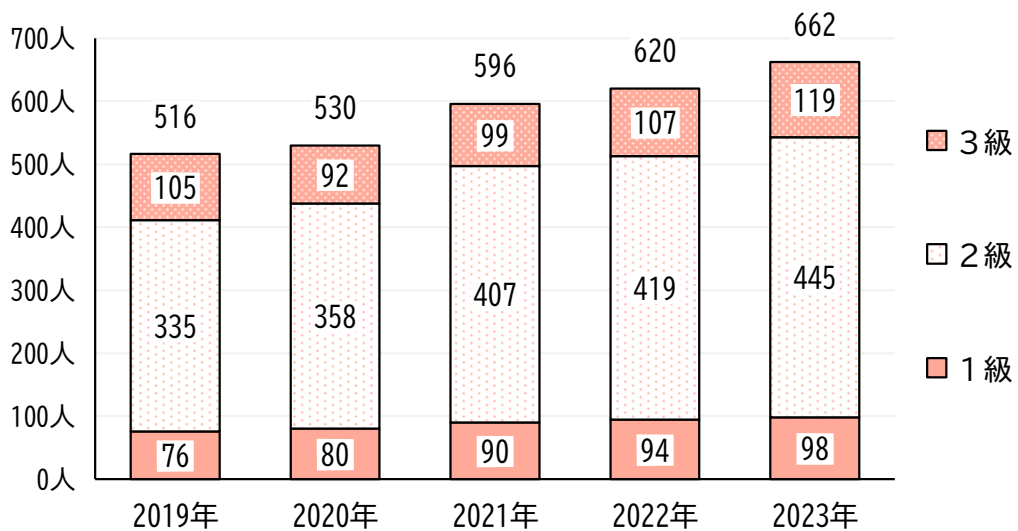


資料：福祉子ども部福祉課（各年3月31日現在）

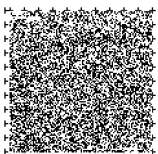
### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の推移をみると、概ね微増となっており、2023年では1級が98人、2級が445人、3級が119人となっています。

■図表2-7 等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



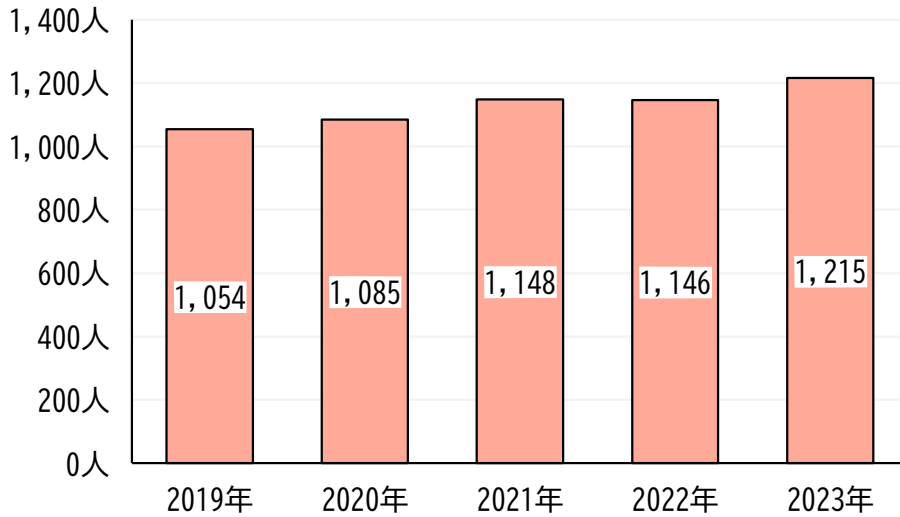
資料：福祉子ども部福祉課（各年3月31日現在）



(5) 自立支援医療（精神通院）受給者

自立支援医療（精神通院）受給者の推移をみると、概ね微増となっており、2023年では1,215人となっています。

■図表2-8 自立支援医療（精神通院）受給者証交付者数の推移

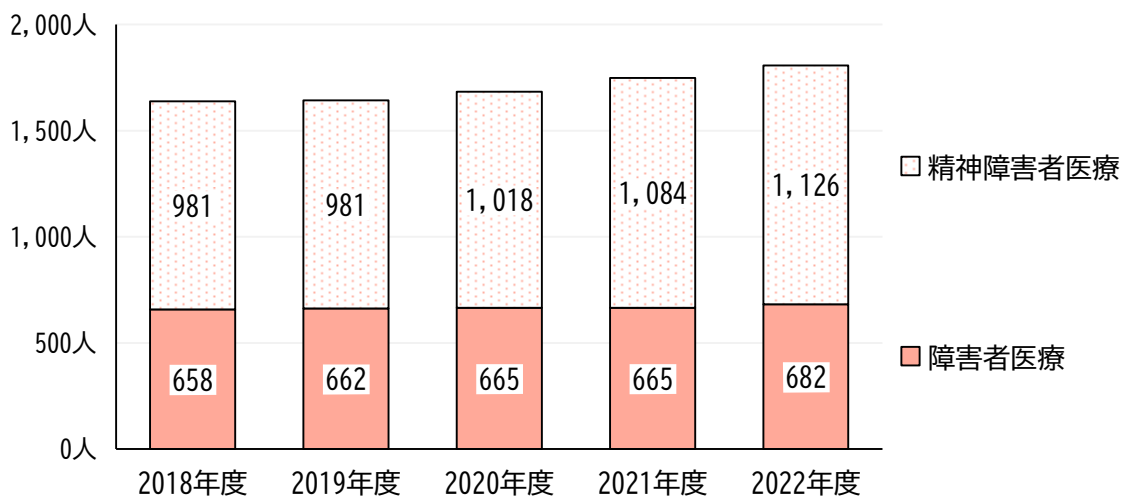


資料：福祉子ども部福祉課（各年3月31日現在）

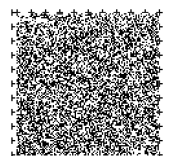
(6) 福祉医療費助成対象者

福祉医療費助成対象者の推移をみると、概ね微増となっており、2022年度では障害者医療が682人、精神障害者医療が1,126人となっています。

■図表2-9 福祉医療費助成対象者の推移



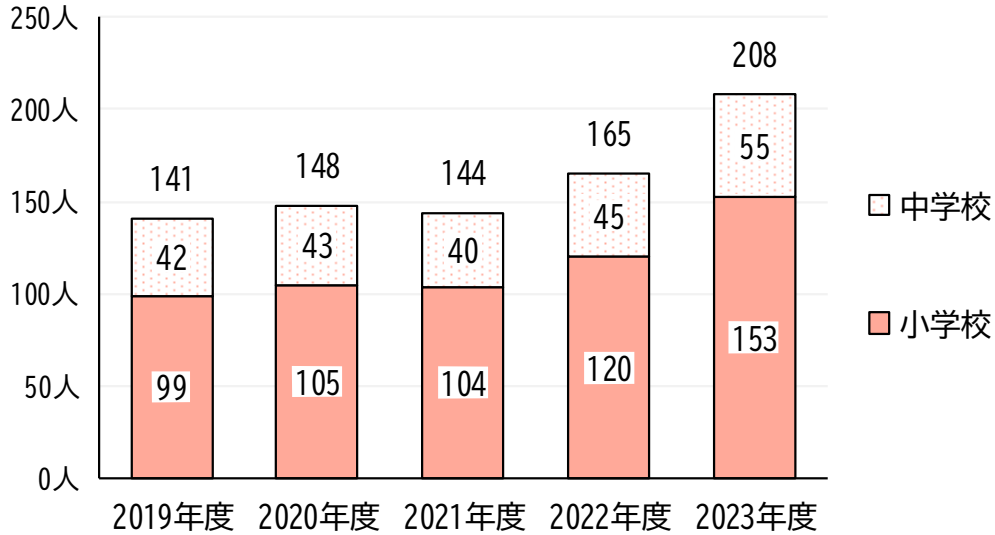
資料：保険健康部国保医療課（各年度月平均）



## (7) 障がいのある児童の状況

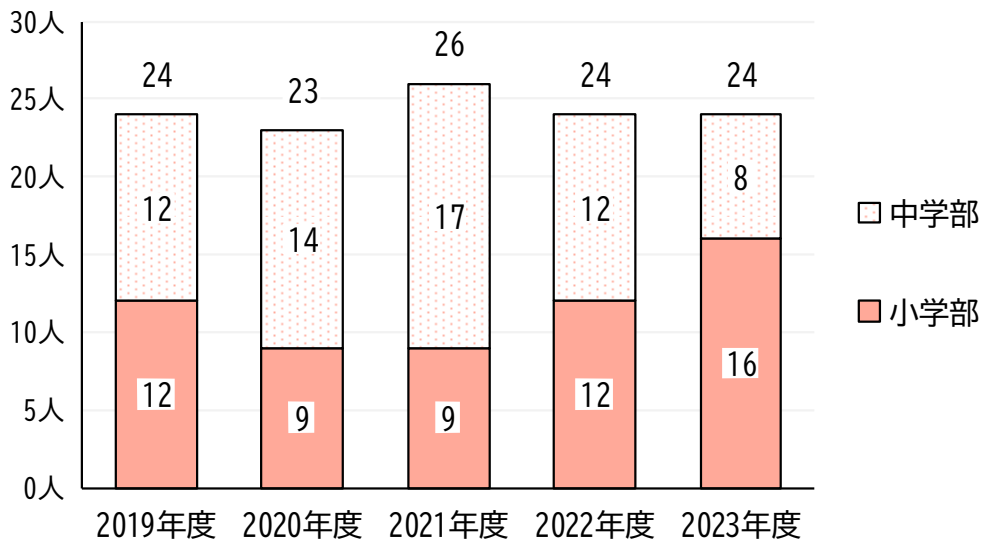
知立市立小中学校特別支援学級の在籍者数の推移をみると、小学校では2022年度（120人）から2023年度（153人）で33人増加しており、中学校では概ね微増で2023年度では55人となっています。

■図表2-10 知立市立小中学校特別支援学級の在籍者数の推移

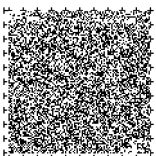


資料：教育部学校教育課（各年4月1日現在）

■図表2-11 特別支援学校の在籍者数の推移



資料：教育部学校教育課（各年4月1日現在）



# 第3章 計画の基本的な考え方



## 1 基本理念

第4期知立市障がい者計画『はっぴいぱらん』に掲げる基本理念を本計画においても継承し、諸施策を推進します。

「わかりあい、支えあい、みんなでつくる地域共生社会」

## 2 重点的に取り組む視点

基本理念の実現のため、第4期知立市障がい者計画『はっぴいぱらん』同様、次の6つの視点を重点的に取り組む視点として掲げ、計画を推進します。

### (1) 障がい特性への一層の配慮

合理的配慮の視点に基づき、今後も必要な配慮についての理解を深め、広く普及するとともに、課題が生じた際には当事者の立場で考え、当事者、支援者、団体、専門家等との意見交換を重ねながら、各種の障がい福祉施策を推進します。

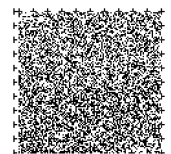
### (2) 社会参加の促進

障がいのある人の社会参加の促進に向けては、就労を通じた自立支援や各種サービスの利用及び多様な交流機会を通じた日中の居場所づくり等、分野を横断した取組が必要です。関係機関と連携し、団体、専門家等との協議を重ね、多様な地域資源を活かして各種施策を推進します。

### (3) 8050 問題への対応

8050 問題<sup>※</sup>や支援者の高齢化等に伴う「親亡き後」の対策について、中期的な視点を関係者間で共有し、各種サービスの適切な提供とともに、社会参加促進、住まいの確保、生活支援等について、医療、介護保険分野をはじめとする各分野間の連携を通じて取り組みます。

※8050 問題：80 歳代の親と 50 歳代の子どもとの組み合わせによる、様々な生活問題を象徴する言葉として使われています。



#### (4) 特別な支援が必要な子どもの療育について……………

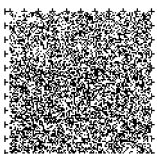
本市の療育における方向性について、保護者や団体、事業者、相談支援員等の関係者間による検証を重ねる場を設け、共通認識を醸成しながら各種施策を推進します。また、必要なサービスが適切に提供されるよう、サービスの質の向上と適正なサービスの運営に努めます。

#### (5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

関係者間の連携を通じて、精神障がいのある人が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

#### (6) 変化の激しい社会動向への対応について……………

増加する大規模自然災害対策や技術革新、新しいライフスタイルや働き方の進展等、激しい変化が前提となった社会潮流を踏まえ、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援について、関係者間で常に学び、検証を重ねながら、各種施策を推進します。

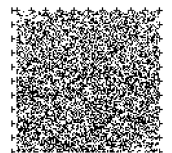
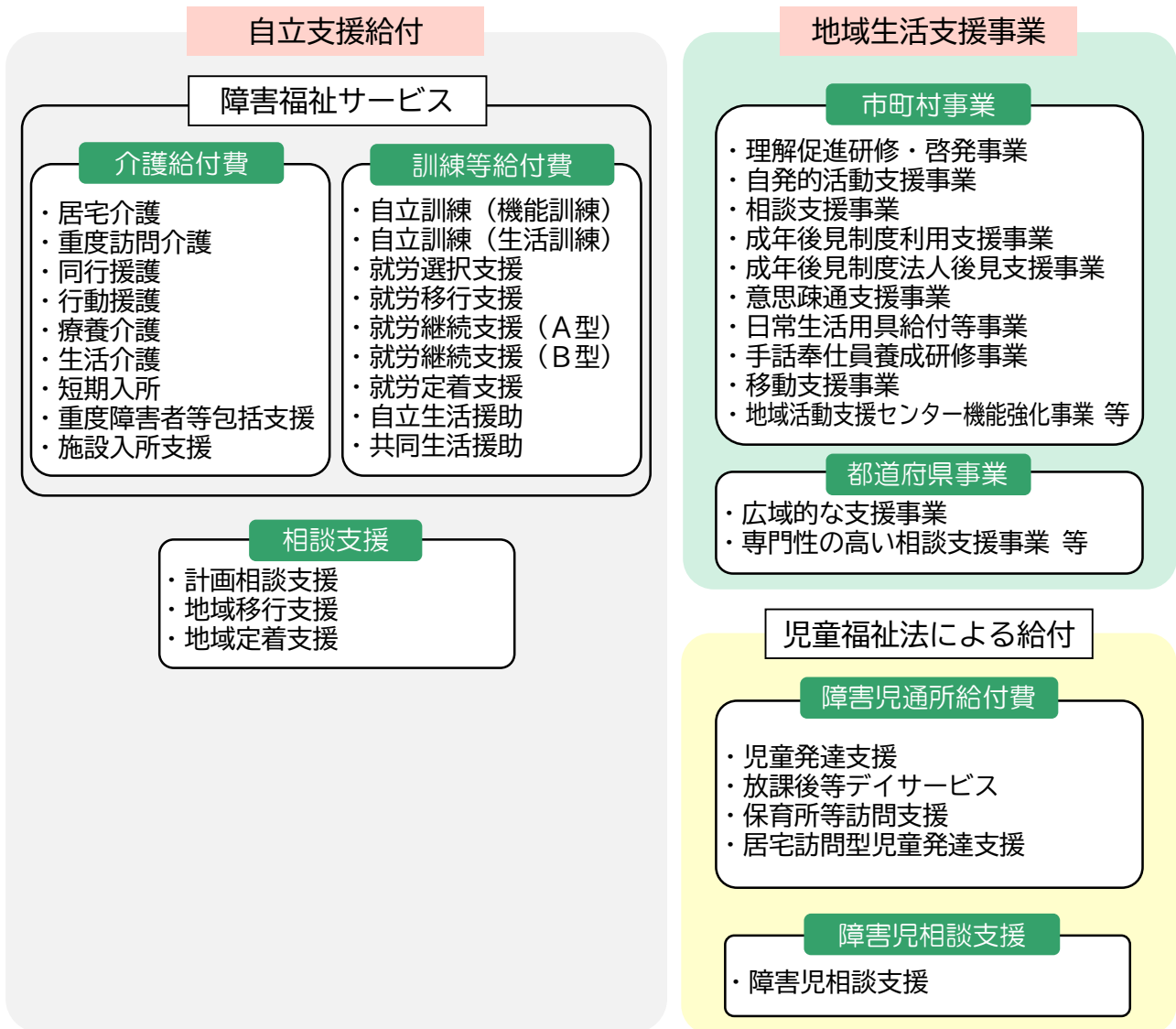




### 3 障害福祉サービス等の体系図

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画では、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業並びに児童福祉法の各サービスの実施目標を設定します。

サービス体系は、次のとおりです。



## 4 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画における数値目標

### (1) 福祉施設から地域生活への移行……………

#### ■国の基本指針

- ①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。  
 ②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

#### ■基準となる数値

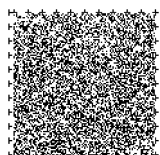
項目	実績値 (令和4年度末)
施設入所者数	34人

#### ■本市の目標

項目	目標値 (令和8年度末)
施設入所者数	31人
地域生活移行者数(令和4年度末の施設入所者のうちグループホーム等へ移行した人数)	3人
施設入所者削減数	3人

#### **CHECK!** 本市の方針

施設入所者の地域生活に向けた希望や心身の状況等を把握し、地域生活支援拠点等の関係機関と連携することにより、施設から地域生活への移行を促進します。



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築……………

■国の基本指針

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となる。そのため、活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要である。こうした取組により、精神障がい者の精神病床からの退院の促進を図ることとする。

■本市の目標

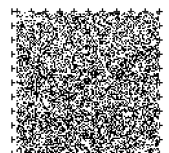
項目	実績値 (令和2年)	目標値 (令和8年)
精神病床における慢性期（1年以上）入院患者数	38人	37人
65歳以上	19人	19人
65歳未満	19人	18人
地域移行に伴う基盤整備量※		1人

※精神病床における慢性期（1年以上）入院から地域生活に移行する人の数

項目	目標値			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健	2人	2人	2人
	医療（精神科、精神保健福祉士）	1人	1人	1人
	福祉	5人	5人	5人
	家族等	1人	1人	1人
	ボランティア団体	1人	1人	1人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人	
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	1人	
精神障がい者の共同生活援助の利用者	14人	14人	15人	
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	1人	
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	3人	4人	4人	

**CHECK! 本市の方針**

「こころの健康支援ネットワーク会議」を通じて、関係機関、庁内の関係各課（福祉課、健康増進課）及び社会福祉協議会が連携し、精神障がいにおける地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。



### (3) 地域生活支援の充実

#### ■国の基本指針

- ①令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）する。
- ②地域生活支援拠点等の機能充実のための効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ③令和8年度末までに強度行動障がい者を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

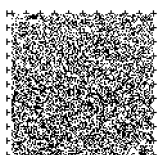
#### ■本市の目標

項目	目標値
	令和8年度
地域生活支援拠点等の整備	有
支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の実施回数	年1回
強度行動障がい者の状況や支援ニーズの把握及び地域の関係機関が連携した支援体制の整備【新規】	有

#### **CHECK!** 本市の方針

本市では、地域生活支援拠点については、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の居住支援のための機能を複数の機関が分担する体制で整備していきます。

知的障がいや精神障がいのある人の高齢化を見据えて、支援が必要な障がい者が地域にある施設等を利用して生活ができるように、介護保険施設等を活用する方法について、関係機関と調整するとともに、関係団体等との勉強会を実施します。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等……………

■国の基本指針

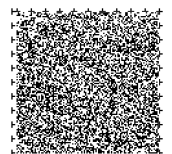
- ①令和8年度中に一般就労移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上
  - うち 就労移行支援事業の一般就労移行者数を令和3年度実績の1.31倍以上
  - うち 就労継続支援A型事業の一般就労移行者数を令和3年度実績の1.29倍以上
  - うち 就労継続支援B型事業の一般就労移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上
- ②令和8年度中に就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ③令和8年度末までに就労定着支援事業の利用者数を令和3年度の実績の1.41倍以上とする。
- ④令和8年度末までに就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

■本市の目標

項目	実績値 (令和3年度末)	目標値 (令和8年度末)
一般就労移行者数	28人	38人
就労移行支援事業からの一般就労移行者数	13人	18人
就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数	12人	16人
就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数	3人	4人
就労移行支援事業利用終了後、一般就労へ移行した者の割合が5割以上となる事業所の割合【新規】	100%	100%
就労定着支援事業利用者数	11人	16人
就労定着支援事業利用終了後、一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合	0%	50%

**CHECK!** 本市の方針

各種就労支援サービスの充実とあわせて、関係機関や団体と連携した「ワーキング部会」において、障がい者の一般就労等における支援体制の構築や関係者の連携促進、障がい者と市内企業とのマッチング支援等に取り組みます。





## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### ■国の基本指針

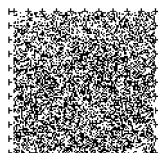
- ①令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ②令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- ③令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- ④令和8年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。
- ⑤令和8年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

### ■本市の目標

項目	目標値 (令和8年度末)
児童発達支援センターの設置	有
障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築【新規】	有
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保数	1か所（市内）
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保数	1か所（市内）
医療的ケア児等の支援に関して、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	有
医療的ケア児等コーディネーターの設置	有

#### **CHECK!** 本市の方針

- ・「子ども部会」において、児童発達支援センター、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関及び団体、庁内の関係各課が連携して、障がい児の地域社会への参加・包容を推進します。
- ・医療的ケア児等コーディネーターを知立市障害者基幹相談支援センターに設置します。



(6) 相談支援体制の充実・強化等

■国の基本指針

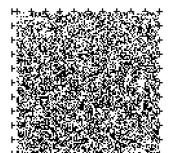
- ①令和8年度末までに総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）する。
- ②令和8年度末までに基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ③協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

■本市の目標

項目		目標
		令和8年度
基幹相談支援センターの設置		有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年6件
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	年4件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年6回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数【新規】	年6回
	主任相談支援専門員の配置数【新規】	1人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等の取組【新規】	相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	年1回
	参加事業者・機関数	18機関
	専門部会の設置数	4部会
	専門部会の実施回数	各年1回

**CHECK!** 本市の方針

知立市障害者基幹相談支援センターが中核となり、地域の相談支援事業所への専門的な指導・助言、人材育成の支援等を行い、関係機関等との連携強化に取り組みます。



## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組……………

### ■国の基本指針

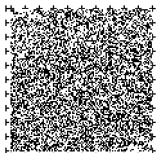
令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

### ■本市の目標

項目		目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	研修への本市職員の参加人数	5人	6人	7人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	1回	1回	1回

### **CHECK!** 本市の方針

障害者(児)福祉担当職員新任研修や障害支援区分認定調査員研修などに職員を出席させるほか、障害福祉担当者会議などで関係自治体等と審査結果の共有を図ります。



## 5 障害福祉サービスの量の見込み

障害福祉サービスの量の見込みは、2018年度（平成30年度）から2023年度（令和5年度）までのうち、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、サービスの利用が落ち込んだ2020年度（令和2年度）を除いて、各年度のサービスの伸び率をもとに算出しました。

### （1）訪問系サービス

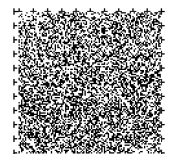
訪問系サービスには、次のようなサービスがあります。

- 居宅介護（ホームヘルプ）** | 居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- 重度訪問介護** | 重度の肢体不自由又は重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に、居宅で食事等の身体介護や調理等の家事援助、外出時の移動支援等を行います。また、入院中の医療機関において、医療従事者等に適切な支援方法の伝達等の支援を行います。
- 同行援護** | 視覚障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行います。
- 行動援護** | 自傷、徘徊等の危険を回避するために必要な援護や外出時の移動支援を行います。
- 重度障害者等包括支援** | 極めて重度の障がいのある人に居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■図表 4-1 訪問系サービスの見込み

（1か月あたり）

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人	58	58	64	64	65	66
	時間	1,133	1,058	1,061	1,100	1,117	1,133
重度訪問介護	人	2	2	2	2	2	2
	時間	838	864	894	907	921	935
同行援護	人	14	13	11	11	10	10
	時間	120	115	106	102	98	94
行動援護	人	0	0	1	2	3	4
	時間	0	0	10	40	70	100
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0



## 現状と方向性

居宅介護は、1人あたりの時間数に減少傾向がみられますが、利用者が増えているため微増と見込み、重度訪問介護は、1人あたりの時間数が伸びているので、時間数を増加で見込みます。

同行援護は、利用者数が減少しているので、微減と見込みます。

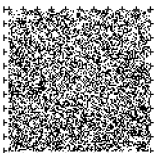
行動援護は、令和4年度まで利用がありませんでしたが、令和5年度の実績から微増と見込みます。

重度障害者等包括支援は、現在までの実績から利用を見込みません。

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、次のようなサービスがあります。

生活介護	常時の介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行います。
就労選択支援	本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所を選択できるアセスメントを行います。【新規(2025年10月開始予定)】
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【雇用型】
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。【非雇用型】
就労定着支援	相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練や療養上の管理、看護や介護を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	居宅で介護する人が病気等の場合に、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。障害者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する医療型があります。





■図表 4-2 日中活動系サービスの見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	94	99	96	97	97	97
	人日	1,820	1,891	1,915	1,941	1,967	1,994
自立訓練 (機能訓練)	人	1	2	1	1	1	1
	人日	3	4	2	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)	人	2	3	3	3	4	4
	人日	20	33	38	45	54	64
就労選択支援	人				0	0	1
	人日				0	0	25
就労移行支援	人	18	25	19	21	23	25
	人日	319	413	353	445	480	518
就労継続支援A型	人	54	67	66	67	69	71
	人日	1,013	1,213	1,178	1,227	1,279	1,333
就労継続支援B型	人	132	145	160	165	170	175
	人日	2,260	2,462	2,665	2,796	2,932	3,076
就労定着支援	人	11	14	11	12	14	16
療養介護	人	9	9	8	9	9	9
短期入所 (福祉型)	人	47	33	32	33	33	34
	人日	186	162	165	166	168	171
短期入所 (医療型)	人	1	5	5	5	5	5
	人日	15	20	22	23	23	23

※表中の「人日」は、「月間の利用人数」×「1人1月あたりの平均利用日数」で算出されるサービスの量です。

## 現状と方向性

生活介護は、利用者数を横ばい、利用時間数を微増で見込みます。

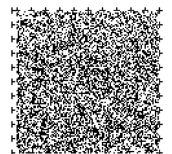
自立訓練（機能訓練）は、令和5年度の見込みと同じように見込み、自立訓練（生活訓練）は、利用者数が増えていますので、増加で見込みます。

就労選択支援は、今後サービスが整備されていくので、現時点では令和8年度までに利用があると見込みます。

就労移行支援及び就労定着支援は、年度により利用状況に差があり、就労継続支援（A型・B型）は、ともに増加傾向ですが、19ページの一般就労移行者の数値目標が達成できるよう増加で見込みます。

療養介護は、ほぼ横ばいで見込みます。

短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）ともに、ほぼ横ばいで推移していますが、アンケート調査から家族のレスパイト等のニーズが高いことから、微増と見込みます。



### (3) 居住系サービス

居住系サービスには、次のようなサービスがあります。

自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしをした人に一定期間、定期的な巡回訪問等の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間において、共同生活住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	夜間に介護を必要とする人に、入所施設で、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、住まいの場を提供します。
地域生活支援拠点等	「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つを柱として、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能をもつ場所や体制を整備します。

■図表 4-3 居住系サービスの見込み

(1か月あたり)

サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	人	59	59	60	60	61	63
施設入所支援	人	24	25	25	24	23	22
地域生活支援拠点等	設置箇所数	1	1	1	1	1	1
	コーディネーター配置人数	1	1	1	1	1	1
	検証及び検討の実施回数	1	1	1	1	1	1

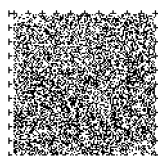
#### 現状と方向性

自立生活援助は、これまでに利用がありませんが、精神障がい者の地域移行を進めていくため、令和8年度までに利用があるものと見込みます。

共同生活援助(グループホーム)は、令和4年度の59人に加え、施設入所者から3人、精神科病棟の入院患者から1人の計4人が地域生活に移行し、増加と見込みます。

施設入所支援は、令和4年度の25人のうち3人が地域生活に移行し、減少と見込みます。

地域生活支援拠点等は、知立市障害者基幹相談支援センターを中核とし、面的な整備をさらに充実させていきます。



**(4) 相談支援**.....

相談支援には、次のようなサービスがあります。

計画相談支援	障がいのある人の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用意向等を勘案してサービス等利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者と連絡調整を行い計画を作成します。また、継続して障害福祉サービスや地域相談支援を適切に利用できるよう、サービス等利用計画の見直しを行うとともに、必要に応じて支給決定申請の勧奨を行います。
地域移行支援	障害者支援施設の入所者、精神科病院の入院者等に、地域生活への移行のための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	ひとり暮らしの障がいのある人等と常時の連絡体制を確保し、緊急事態の相談等を行います。

■図表 4-4 相談支援サービスの見込み

(1か月あたり)

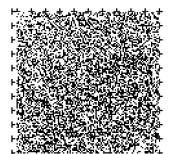
サービス種別	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	39	41	40	41	42	43
地域移行支援	人	0	1	1	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	1

### 現状と方向性

計画相談支援は、障害福祉サービスの利用が年々増加していることに伴い、増加と見込みます。

地域移行支援は、令和4年度に本市で初めて利用があり、今後も横ばいで見込みます。

地域定着支援は、これまで実績がありませんが、障害者支援施設や精神病床からの地域生活への移行を進めるため、令和8年度までに利用があるものと見込みます。



## 6 地域生活支援事業の量の見込みと確保の方策

地域生活支援事業には、市の必須事業として位置づけられているものと、市の施策に応じて実施する任意事業として位置づけられているものがあります。

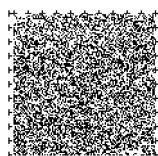
### ■地域生活支援事業の一覧

#### 必須事業

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター機能強化事業

#### 任意事業

- (1) 訪問入浴サービス事業
- (2) 日中一時支援事業
- (3) 社会参加支援事業



## (1) 必須事業

### ① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

本市では、これまでにスポーツ大会、草の根フェスティバル、こころの健康カフェ事業を実施しています。本計画でも継続して実施を見込むとともに、知立市手話言語条例に基づき、手話を用いた情報発信に努めます。

#### ■見込量【理解促進研修・啓発事業】

項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	中止	有	有	有	有	有

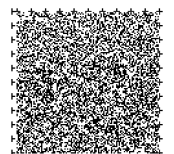
### ② 自発的活動支援事業

障がいのある人等やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う各種活動を支援します。

本市では、これまでに障がい者団体補助や障がい者グループ補助を実施しており、本計画でも継続して、各種団体及びグループの主体性を尊重しながら活動への支援を行います。

#### ■見込量【自発的活動支援事業】

項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	3	3	3	3	3	3



### ③ 相談支援事業

障がいのある人等やその保護者、介護者等からの相談に応じて、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

本市では、相談支援事業を行う社会福祉法人知立市社会福祉協議会と連携して、必要な人員の配置及び利用者の意向に添ったケアマネジメントを実施します。また、相談員の研修等への参加を促進し、能力の向上を図ります。さらに、障がい者虐待の未然防止や早期発見等においては、知立市虐待等防止ネットワーク協議会と連携して、支援体制の整備を図ります。

#### ■見込量【相談支援事業】

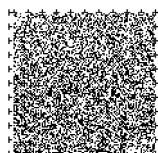
項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の設置箇所数	3	3	3	3	3	3

#### ■見込量【基幹相談支援センター等機能強化事業】

項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有	有	有

#### ■見込量【住宅入居等支援事業】

項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	検討





## ④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人、精神障がいのある人等に対して、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成する事業です。

本計画では利用者数を横ばいの傾向で見込み、今後は、親亡き後の成年後見人の重要性を鑑み、障がい者団体等への制度の周知及び勉強会の開催などを実施します。また、司法書士会等関係団体との連携を推進します。

## ■見込量【成年後見制度利用支援事業】

項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申立費用助成件数	1	1	1	1	1	1
報酬助成件数	0	0	0	1	1	1

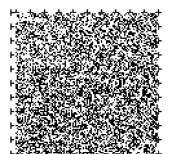
## ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修や安定した実施のための組織体制の整備、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。

令和5年度から社会福祉法人知立市社会福祉協議会で法人後見支援を実施しています。

## ■見込量【成年後見制度法人後見支援事業】

項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
法人後見支援事業	無	無	有	有	有	有



## ⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、音声・言語機能等の障がいのために意思疎通に支障がある人に対して、手話や要約筆記による通訳と相談を行います。

本市では、令和5年度から無料通話アプリによる遠隔手話サービスを開始し、令和6年度から音声認識アプリによる窓口支援を開始するとともに、手話通訳者の確保・養成のため、手話通訳士資格の取得又は手話通訳者全国統一試験の合格者に対する奨励金制度の導入を図ります。

本計画では、直近の件数が横ばいで推移する傾向を見込み、福祉課における手話通訳者の設置を継続するとともに、市の登録手話通訳者等による派遣を実施します。

### ■見込量【意思疎通支援事業】

項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置手話通訳者数	2	2	4	4	4	4
手話通訳者派遣事業件数	186	203	240	245	251	256
要約筆記者派遣事業件数	7	10	10	10	10	10

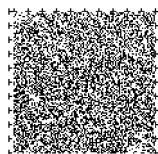
## ⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行い、日常生活がより円滑に行われるように支援します。

本市では、排泄管理支援用具件数が減少傾向にあります。本計画では、直近の件数が横ばいで推移する傾向を見込み、利用者の状況やニーズに応じた適切な支援を行います。

### ■見込量【日常生活用具給付等事業】

項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具件数	3	4	4	4	4	4
自立生活支援用具件数	8	3	10	10	11	11
在宅療養等支援用具件数	16	11	4	11	10	10
情報・意思疎通支援用具件数	4	5	6	6	6	6
排泄管理支援用具件数	1,228	1,157	1,132	1,120	1,120	1,120
住宅改修費件数	3	0	0	1	1	1



## ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを支援するために、隔年で入門課程と基礎課程を交互に手話奉仕員を養成する研修を実施し、聴覚障がいのある人の社会参加や交流を促進します。

近年の修了者数は伸び悩んでいます。本計画では、直近の件数が横ばいで推移する傾向で見込みます。

### ■見込量【手話奉仕員養成研修事業】

項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修修了者数(入門)	中止	6	-	5	-	5
手話奉仕員養成研修修了者数(基礎)	-	-	5	-	5	-

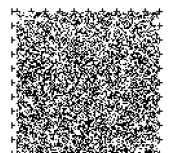
## ⑨ 移動等支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対して、社会参加等に必要な外出時の支援を行います。

近年の利用時間は横ばいで推移しており、本計画においても、直近の件数が横ばいで推移する傾向で見込みます。

### ■見込量【移動等支援事業】

項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	34	34	34	35	35	35
時間/月	280	265	265	270	270	270



## ⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人等に対して創作的活動や生産活動を支援し、地域社会との交流を促進します。また、地域の実情に応じた事業所ごとの特色あるサービスを提供します。

地域活動支援センター事業（Ⅱ型）については、新型コロナウイルスによる外出制限の緩和に伴い利用者数が回復しつつありますので、本計画では、これまでの利用状況を踏まえて増加傾向で見込みます。

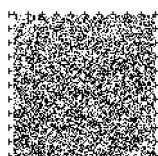
地域活動支援センター事業（Ⅲ型）については、本計画では、直近の利用状況が横ばいで推移するよう見込みます。

### ■見込量【地域活動支援センター事業（Ⅱ型）】 ※地域福祉センター（福祉の里八ツ田）で実施

項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
実人数	54	93	90	96	102	108

### ■見込量【地域活動支援センター事業（Ⅲ型）】 ※かとれあワークス（保健センター隣）で実施

項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	1	1	1	1	1	1
実人数	19	17	18	20	20	20



## (2) 任意事業

### ① 訪問入浴サービス事業

地域における障がいのある人等の生活を支援するため、訪問により居宅で入浴サービスを提供します。本計画では、近年の利用人数が横ばいで推移するように見込量を設定します。

#### ■見込量【訪問入浴サービス事業】

項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数	8	8	8	8	9	9

### ② 日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を確保します。

本計画では、近年の利用人数が横ばいで推移するよう見込量を設定します。

#### ■見込量【日中一時支援事業】

項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	63	70	70	70	70	70
時間/月	399	453	444	450	450	450
市内箇所数	3	3	3	3	3	3

### ③ 社会参加支援事業

レクリエーションや芸術文化活動、自動車改造等助成を通じて、障がいのある人等の社会参加を支援します。

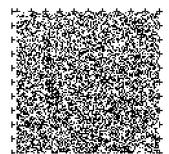
レクリエーション活動や芸術文化活動等については、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策により中止しましたが、今後も感染症対策を講じながら継続的に実施するよう見込みます。

また、自動車運転免許取得や自動車改造等の助成については、近年の傾向が横ばいで推移するよう見込みます。

#### ■見込量【社会参加支援事業】

項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
レクリエーション活動等参加者数	中止	79	78	90	90	90
芸術文化活動振興参加者数	中止	230	287	300	300	300
自動車改造等助成件数	3	3	2	3	3	3

※実績は、地域生活支援事業の社会参加支援事業として実施したもので、レクリエーション活動等参加者数はスポーツ大会の参加者数、芸術文化活動振興参加者数は草の根フェスティバルの参加者数。見込みも同様。



## 7 児童福祉法に基づくサービスの量の見込み

障害児通所支援の量の見込みは、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、在宅において代替支援が行われるなど、継続してサービスが提供されたことに伴い、2018年度（平成30年度）から2023年度（令和5年度）までの各年度のサービスの伸び率をもとに算出しました。

### （1）障害児通所支援

#### ① 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

本計画では、これまでの利用状況を踏まえて、増加の傾向で見込みます。

#### ■見込量【児童発達支援】

項目	実績		実績見込み 令和5年度	見込み		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	64	66	75	79	83	88
人日/月	744	872	873	935	1,002	1,223

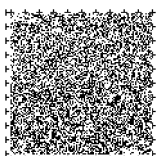
#### ② 放課後等デイサービス

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に就学している障がいのある児童や生徒に対して、学校の授業終了後や夏休み等に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

これまでは、利用者、利用量ともに増加傾向であるため、今後の利用も増加傾向で見込み、療育の必要な児童が十分な療育支援を受けることができるよう支援します。

#### ■見込量【放課後等デイサービス】

項目	実績		実績見込み 令和5年度	見込み		
	令和3年度	令和4年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	104	137	161	173	186	200
人日/月	1,191	1,749	1,831	1,954	2,086	2,266





### ③ 保育所等訪問支援

児童が集団生活を営む保育所等の施設に通う障がいのある児童に対して、療育の専門スタッフが訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

本計画では、本市における対象者の状況を踏まえて見込量を設定します。

#### ■見込量【保育所等訪問支援】

項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	7	4	6	6	6	6
人日/月	12	4	6	6	6	6

### ④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等によって外出が著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問して、児童発達支援を行います。

本計画では、近年の状況と実施体制等を踏まえて、サービスの利用については見込みません。

#### ■見込量【居宅訪問型児童発達支援】

項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	0	0	0	0	0	0
人日/月	0	0	0	0	0	0

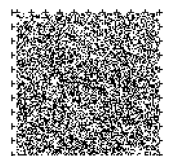
### ⑤ 障害児相談支援

障がいのある児童について、心身の状態やそれぞれが置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を聞き取りながら、障害児支援利用計画を作成します。

本計画では、近年の利用状況や本市における対象者の実情を踏まえて、増加の傾向で見込みます。

#### ■見込量【障害児相談支援】

項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人/月	20	21	22	23	24	26



## ⑥ 医療的ケア児に対する関連分野を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターを知立市障害者基幹相談支援センターに配置します。また、子ども部会を通じて関係者との連携を図り、質の高い、適切なサービス提供が行えるよう医療的ケアの多様なニーズの検証を行います。

### ■見込量【医療的ケア児に対する関連分野を調整するコーディネーターの配置人数】

項目	実績		実績見込み	見込み		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数	1	1	1	1	1	1

## (2) 障がい児における子ども・子育て支援等の利用量の見込と提供体制

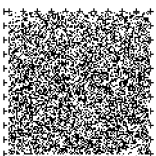
障がい児の子ども・子育て支援事業の利用量の見込み及びその提供体制については、「第2期知立市子ども・子育て支援事業計画」において、令和2年度から令和6年度までの子ども・子育て支援事業の利用量の見込みとその提供体制が定められています。

本計画では、「第2期知立市子ども・子育て支援事業計画」と整合を図りながら、障がい児における子ども・子育て支援等の利用量を見込みます。

### ■見込量【障がい児における子ども・子育て支援等】

項目	利用ニーズを踏まえた 必要な見込量	定量的な目標（見込み）		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	71	71	71	71
認定こども園	4	4	4	4
放課後児童健全育成事業	18	18	18	18

※年間の実利用人数



## 8 その他の事業の量の見込み

### (1) 発達障がい者（児）に対する支援

発達障がいの早期発見・早期支援のため、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムを通して、発達障がい者の家族等に対する支援体制の充実を図るサービスです。また、ピアサポートの活動では、当事者目線での情報発信や当事者同士の共感の場づくりを行います。

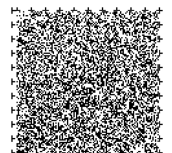
#### ■見込量【発達障がい者（児）に対する支援】

項目		見込み		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム※ 等の支援プログラム等	受講者数（保護者）	40	40	40
	実施者数（支援者） 【新規】	1	1	1
ペアレントメンター※の人数		2	2	2
ピアサポート※の活動への参加人数		10	15	20

※ペアレントトレーニングやペアレントプログラム：育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障がいやその傾向のある子どもを持つ保護者等に有効とされています。

※ペアレントメンター：発達障がいの子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者等に対してグループ相談や情報提供等を行うもの。

※ピアサポート：同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児を持つ保護者同士等の集まる場を提供する活動。



# 第4章 計画の推進に向けて



## 1 計画の推進体制

### (1) 市内の連携体制の整備

障がい者施策の推進にあたっては、保健、医療、介護、福祉、教育、就労、生活環境など、多様な分野における市内の連携体制を構築し、総合的かつ効果的に計画を推進します。

### (2) 国や県、近隣自治体との連携

国や県からの情報収集に努め、制度改正等を踏まえた施策展開を図ります。また、専門的な知識や広域対応が必要な内容については、県や近隣自治体と連携し、適切に対応します。

### (3) 市民・関係団体等との協働による障がい福祉の推進

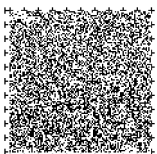
障がいのある当事者や支援が必要な子ども、保護者、支援者、関係団体、事業所等が、持続的かつ発展的に活動を実施できるよう、連携強化や情報共有を図るとともに、当事者の視点に立ちサービスの適切な提供、活動の場、交流の機会づくり等における支援を行います。また、障がい者施策の推進においては、知立市障害者地域自立支援協議会や各種関連部会との定期的な意見交換、方向性の検討・共有を継続的に実施し、市民・関係団体等との協働による障がい福祉の推進を図ります。

#### ■SDGs未来都市として、「誰一人取り残さない」持続可能なまちづくりに向けた取組

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本計画は、「わかりあい、支えあい、みんなでつくる地域共生社会」の実現を通じて、この目標への貢献を目指しています。

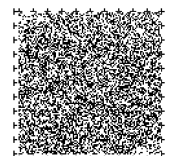
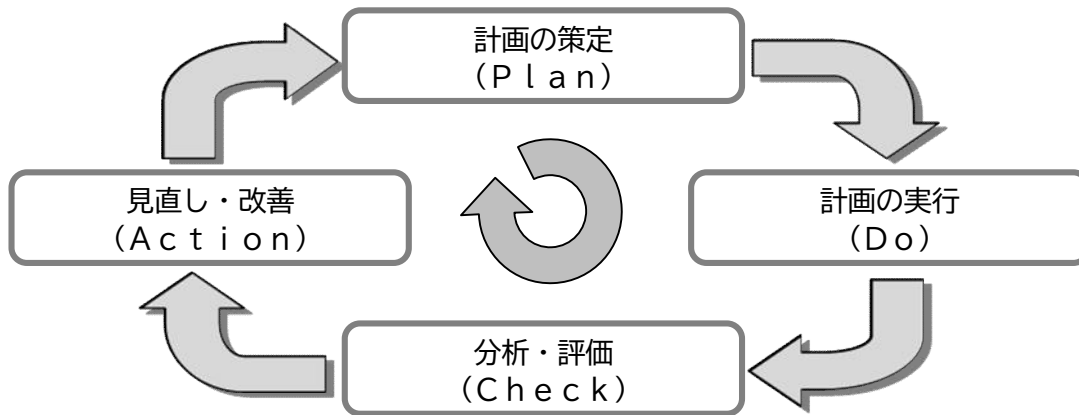
### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 2 計画の進捗管理

計画の進捗についてはP D C Aサイクル「計画 (Plan)、実行 (Do)、結果分析・評価 (Check) 計画の見直し、改善 (Action)」に基づき実施します。計画の進捗は、知立市障害者地域自立支援協議会において毎年の評価を行うとともに、施策の進捗状況や課題、今後の方向性等については、各種関連部会等の関係者間で共有し、計画を推進します。

### ■P D C Aサイクルに基づく計画の推進



## 1 知立市附属機関の設置に関する条例

平成26年3月26日条例第1号  
改正

平成27年3月26日条例第1号

平成28年3月25日条例第2号

平成28年6月30日条例第34号

平成29年3月23日条例第1号

平成30年3月26日条例第18号

令和2年3月19日条例第8号

令和2年12月22日条例第42号

### 知立市附属機関の設置に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

**第3条** 附属機関(前条の附属機関をいう。以下同じ。)の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

**第4条** 附属機関の委員(以下この条において「委員」という。)の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、同表執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

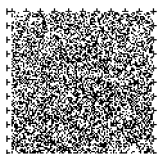
### 附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 知立市総合計画審議会条例(昭和45年知立市条例第17号)

(2) 知立市特別職報酬等審議会条例(昭和45年知立市条例第18号)





- (3) 知立市福祉体育館運営審議会条例（昭和56年知立市条例第39号）
- (4) 知立市保育行政審議会条例（昭和63年知立市条例第6号）
- (5) 知立市福祉の里八ツ田運営審議会条例（平成5年知立市条例第26号）
- (6) 知立市介護保険等審議会条例（平成12年知立市条例第24号）

3 この条例の施行の際、現にこの条例の規定により設置された附属機関に相当する附属機関等（以下「旧附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例の規定により設置された附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、これらの委員の任期は、第4条第3項前段の規定にかかわらず、旧附属機関等の委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成27年3月26日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日条例第2号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月30日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。  
（知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年知立市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

都市計画審議会委員
-----------

」を

「

都市計画審議会委員
立地適正化計画策定委員会委員

」に改める。

附 則（平成29年3月23日条例第1号）

（施行期日）

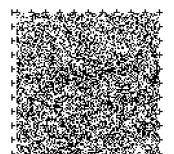
- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
（知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年知立市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「保育行政審議会委員」を「保育行政等審議会委員」に、同表中

「

放置自動車廃物判定委員会委員
都市計画審議会委員
立地適正化計画策定委員会委員

」を



「

放置自動車廃物判定委員会委員
空家等対策協議会委員
都市計画審議会委員
立地適正化計画策定委員会委員
総合公共交通会議委員

」に改める。

附 則（平成30年3月26日条例第18号）

（施行期日）

- この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
（知立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 知立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年知立市条例第34号）の一部を次のように改正する。  
別表中

「

都市計画審議会委員

」を

「

都市計画審議会委員
都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会

」に改める。

附 則（令和2年3月19日条例第8号）

（施行期日）

- この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
（知立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 知立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年知立市条例第34号）の一部を次のように改正する。  
別表中

「

障害者地域自立支援協議会委員

」を

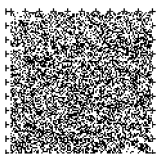
「

障害者地域自立支援協議会委員
地域福祉計画策定委員会委員

」に改める。

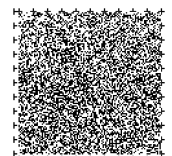
附 則（令和2年12月22日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

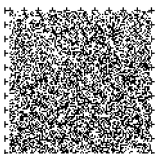


別表（第2条－第4条関係）

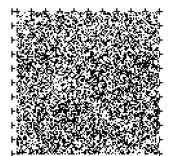
執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	知立市男女共同参画推進審議会	(1) 知立市男女共同参画プランに関し必要な事項を調査審議すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 公共的団体を代表する者 (4) 市民 (5) その他市長が必要と認める者	2年
	知立市総合計画審議会	総合計画に関し必要な事項を調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉又は社会教育の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 市民 (5) 市教育委員会の教育長及び委員 (6) 市農業委員会の委員	2年
	知立市特別職報酬等審議会	市議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について調査審議すること。	10人以内	(1) 公共的団体を代表する者 (2) 市民	審議期間
	知立市障害者地域自立支援協議会	(1) 知立市障がい者計画・障がい福祉計画に関し必要な事項を調査審議すること。 (2) 前号に掲げるもののほか、障害者の自立した生活を支援するための方策その他必要な事項を調査審議すること。	20人以内	(1) 福祉、医療又は学校教育の関係者 (2) 公共的団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市の職員	2年
	知立市地域福祉計画策定委員会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき地域福祉計画の策定に関し必要な事項を調査審議すること。	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉、医療又は学校教育の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 市民	2年
	知立市保育行政等審議会	市の保育行政等に関し必要な事項を調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉又は学校教育の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 保育所等に在籍する児童の保護者	審議期間
	知立市老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホームへの入所の要否等に関する事項を調査審議すること。	5人以内	(1) 医療、保健又は福祉の関係者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 市の職員	1年



知立市介護保険等審議会	<p>(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく知立市介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく知立市老人福祉計画に関し必要な事項を調査審議すること。</p> <p>(2) 介護保険サービスにおける苦情処理に関し必要な事項を調査審議すること。</p> <p>(3) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係るサービス費の額、事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する事項を調査審議すること。</p> <p>(4) 地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項を調査審議すること。</p>	13人以内	<p>(1) 医療、保健又は福祉の関係者</p> <p>(2) 地域団体又は公共的団体を代表する者</p> <p>(3) 介護保険の被保険者たる市民</p> <p>(4) 関係行政機関の職員</p>	2年
知立市福祉の里八ツ田運営審議会	知立市福祉の里八ツ田の運営に関し必要な事項を調査審議すること。	15人以内	<p>(1) 医療又は福祉の関係者</p> <p>(2) 地域団体又は公共的団体を代表する者</p> <p>(3) 市民</p>	2年
知立市予防接種事故対策協議会	予防接種により生じた健康被害の原因の追求及び適正な措置に関する事項を調査審議すること。	5人以内	<p>(1) 医療の関係者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員</p> <p>(3) 市の職員</p>	3年
知立市空家等対策協議会	<p>(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項の規定に基づく空家等対策計画に関し必要な事項を調査審議すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、空家等に関する対策の実施に関し必要な事項を調査審議すること。</p>	10人以内	<p>(1) 市長</p> <p>(2) 弁護士</p> <p>(3) 学識経験を有する者</p> <p>(4) 地域団体を代表する者</p> <p>(5) 関係行政機関の職員</p> <p>(6) その他市長が必要と認める者</p>	2年
知立市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会	<p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく都市計画マスタープランの策定に関し必要な事項を調査審議すること。</p> <p>(2) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項の規定に基づく緑の基本計画の策定に関し必要な事項を調査審議すること。</p>	13人以内	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 都市計画又は福祉の関係者</p> <p>(3) 地域団体又は公共的団体を代表する者</p> <p>(4) 市民</p> <p>(5) 市農業委員会の委員</p> <p>(6) その他市長が必要と認める者</p>	2年



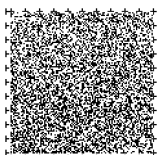
	知立市立地適正化計画策定委員会	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定に基づく立地適正化計画の策定に関し必要な事項を調査審議すること。	13人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 都市計画、都市交通又は福祉の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 市民 (5) 市農業委員会の委員 (6) その他市長が必要と認める者	2年
	知立市総合公共交通会議	(1) 地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を調査審議すること。 (2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画に関し必要な事項を調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 都市交通又は福祉の関係者 (3) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (4) 市民 (5) 関係行政機関の職員 (6) 市の職員 (7) その他市長が必要と認める者	2年
	知立市都市再生整備計画事業評価委員会	都市再生整備計画事業の事後評価に関し必要な事項を調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域団体又は公共的団体を代表する者 (3) その他市長が必要と認める者	1年
	知立市福祉体育館運営審議会	知立市西児童センター、知立市老人福祉センター、知立市身体障害者福祉センター及び知立市市民体育館の運営に関する重要事項を調査審議すること。	10人以内	(1) 福祉又は社会教育の関係者 (2) 地域団体を代表する者	2年
教育委員会	知立市いじめ問題対策委員会	(1) いじめの防止等のための対策に関する事項を調査審議すること。 (2) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査をすること。	5人以内	(1) 弁護士 (2) 医師 (3) 学識経験を有する者 (4) 心理に関する専門的知識を有する者又は福祉の関係者	調査期間
	知立市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条に規定する重要事項を調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育又は社会教育の関係者 (3) 地域団体を代表する者 (4) 市民	2年



## 2 知立市障害者地域自立支援協議会委員名簿

種別	団体名等	団体の役職	氏名
保健医療関係	愛知県衣浦東部保健所	主査	西出 素子
	医療法人成精会刈谷病院	精神保健福祉士 精神保健福祉士	高木 紀子(-R5.11) 三浦 康裕(R5.12-)
雇用機関関係	刈谷公共職業安定所	所長	飯田 真由美
学校関係	愛知県刈谷児童相談センター	センター長	松永 聡
	愛知県安城特別支援学校	小学部主事	加藤 則子
	刈谷市立刈谷特別支援学校	小学部主事	中森 琴美
当事者団体	知立市身体障害者福祉協議会	会長	神谷 利男
	知立手をつなぐ育成会	会長	○ 永井 淳子
	特定非営利活動法人かとれあ福祉ネット	家族交流会かとれあ会 代表	都築 元直
	知立市聴覚障害者協会	会長	中嶋 宇月
障害福祉事業者	社会福祉法人知立市社会福祉協議会	事務局長	横井 宏和
	社会福祉法人けやきの会	理事長	◎ 橋本 喜己
	特定非営利活動法人Am i	施設長	成瀬 正孝
	株式会社てるテル	事務長	阿部 陽子
行政	知立市役所保険健康部健康増進課	課長	浦田 浩子
	知立市教育委員会学校教育課	指導主事	二宮 敬之
地域支援関係	知立市民生・児童委員連絡協議会	監事	加藤 浩一
西三河南部西圏域 地域アドバイザー	社会福祉法人ひかりの家		大南 友幸

備考 ◎ 会長 ○ 職務代理者





---

## 知立市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画

発行：知立市役所 福祉子ども部 福祉課

住所：〒472-8666

愛知県知立市広見三丁目1番地

電話：0566-95-0118（ダイヤルイン）

F A X：0566-83-1141（各課共通）

メール：fukusi@city.chiryu.lg.jp

発行年月：2024年3月

